

# JR東海労ニュース

No.2526

2020年9月7日

JR東海労働組合



コロナ禍を口実とした社員への犠牲を許さないぞ！シリーズ②

## 検温で37.5度以上、意思表示次第で不利益に！ 私傷病にされないために！

一部職場では出勤時に検温が実施されています。検温の結果37.5℃以上あった場合は、就業せず帰宅となります。JR東海労は、この時の扱いを問題化しています。社員の検温後の対応次第で、休暇の扱いが変わってくる恐れがあるからです。

今の現状でどうなるか、2パターンに別れます。

パターン1

【管理者】どうする？帰る？

【社員】はい。帰ります。→私傷病休暇（無給の休暇）または年休

パターン2

【社員】大丈夫です。仕事できます。

【管理者】ダメです。帰宅を指示します。→就業制限 60/100の賃金確保

自分意思で帰宅した場合、年休に余裕があれば良いですが、PCR検査で万が一陽性との結果が出た場合に年休消化が嵩む<sup>かさ</sup>恐れがあります。年休や保存休暇で足りない場合には無給の休暇となります。

健康保険組合で2/3の支給はありますが、定期昇給や賞与、人事評価などに影響が出ます。労働者にとって不利になることが多いのです。就業制限の場合は、定期昇給やボーナスに影響はありません。年休を使わずに休めます。

JR東海労組合員はJR総連総合共済から給付が出るケースがあるので、ご相談下さい。就業制限の扱いにするには、管理者から「帰る？」と聞かれても、就労の意思があることを伝えないとはいけません。自ら「帰る」と言ってしまうと、私傷病休暇扱いにされてしまいます。不安な事や分からない事があれば、お近くのJR東海労組合員やJR東海労にメールでご相談下さい。

メールアドレス jrtoukairou@yahoo.co.jp

※厚労省は各企業に対し、休業手当の支給を要請していますが、JR東海はこれに応じていません。

**JR東海労はコロナ禍を理由に労働者へ  
我慢と犠牲を強いる会社を許しません！**